

令和6年度 東京都立井草高等学校（全日制課程）いじめ防止基本方針

令和6年6月1日

校長決定

1 いじめ問題への基本的な考え方

- (1) 教職員が結束し、いじめを生まない、許さない学校づくりを推進する。
- (2) 生徒をいじめから守り通し、生徒のいじめ解決に向けた行動を促す。
- (3) 教員の指導力を向上させるとともに、組織的な取組によって解決を図る。
- (4) 保護者・地域・関係機関と連携して問題解決に取り組む。

2 学校及び教職員の責務

学校及び教職員は、生徒の保護者、地域住民並びに関係する機関及び団体との連携を図りながら、いじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する責務を有する。

3 いじめ防止等のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

ア 設置の目的

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うこと。

イ 所掌事項

- ・いじめの防止指導
- ・いじめの早期発見
- ・いじめが起きた際の対応及び対処
- ・教職員への研修及び生徒への啓発

ウ 会議

学期毎に1回定例会を行い、必要に応じて適宜開催する。

エ 委員構成

校長 副校長 生徒指導部主任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー

(2) 学校サポートチーム

ア 設置の目的

生徒の問題行動の未然防止及び早期解決に向けた取組に対して支援するとともに、適切な助言を行う。

イ 所掌事項

- ・生徒の問題行動の未然防止
- ・生徒の問題行動の早期解決
- ・保護者、地域等との連携及び支援体制の確立
- ・学校及び教職員への支援及び助言

ウ 会議

学期毎に1回定例会を行い、必要に応じて適宜開催する。

エ 委員構成

校長、副校長、主幹教諭、学年主任、保護者代表、同窓会代表、地域住民代表、近隣中学校長代表、外部有識者

4 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

- ア 「いじめは絶対に許されない」という雰囲気をホームルーム、学年及び全校集会等を通じて学校全体への醸成を図る。
- イ 生徒自身がいじめについて学び、主体的に考え、生徒自らいじめの防止を訴えるような態度を育成する。
- ウ 校内研修を充実させ、教職員の資質を向上させる。
- エ 人権教育及び道徳教育の充実を図るとともに、SNSや電子メール等、インターネットを通じて行われるいじめを含む、いじめ防止のための啓発活動を推進する。
- オ 三者面談等の実施によって生徒の実情を把握し、家庭との連携を図る。

(2) 早期発見のための取組

- ア 生徒との面談を定期的に行い、生徒がいじめを訴えやすい体制を構築する。
- イ スクールカウンセラーによる第1学年全員面接を実施して、相談しやすい雰囲気を作り出す。
- ウ 教職員全体でいじめに関する情報を共有していく。

(3) 早期対応のための取組

- ア いじめを発見した場合に特定の教職員が一人で抱え込まないよう、「学校いじめ対策委員会」を中心に、組織的に対応する
- イ いじめられた生徒、いじめを知らせた生徒の安全を確保するとともに、落ち着いて学校生活を送れる環境を確保する。
- ウ いじめた生徒に対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- エ 保護者会を開催したり、保護者への支援、助言を行ったりすることで、情報を共有する体制を整える。
- オ いじめが犯罪行為として取り扱われる可能性がある場合は警察署に相談するなどして、早急かつ適切に対応する。

(4) 重大事態への対処

- ア いじめられた生徒、いじめを知らせた生徒の安全を確保するとともに、落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- イ 学校経営支援センター、警察、児童相談所等と連絡を取り、適切な対応について協議する。
- ウ 緊急の保護者会を開催し、可能な限り状況等を説明し、学校が対応する内容の周知を図る。
- エ 「学校いじめ対策委員会」が中心となって、関係生徒及び保護者等の心のケアを行うとともに、再発防止策を検討、策定する。

5 教職員研修計画

- (1) いじめの未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対処等を周知徹底することを目的に、年に1回以上の校内研修を行う。

6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

- (1) 担任との面談等を通して日頃から連携を図るとともに、いじめが確認された際に学校がどのように対応するかを学校便り等で周知しておく。
- (2) SNSや電子メール等、インターネットを通じて行われるいじめや、その効果的な

対処方法など、情報モラル教育の充実について啓発していく。

7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

- (1) 地元警察署のスクールサポーターと情報交換する機会を設ける。
- (2) 地域住民からの情報提供を重視し、事案によっては協議する機会を設ける。

8 学校評価及び基本方針改善のための計画

- (1) 生徒及び保護者に対する質問項目に、いじめ発見につながる内容を盛り込むことを検討する。
- (2) いじめに関係する学校評価の結果を踏まえ、「学校いじめ対策委員会」において、基本方針改善について検討する。